

発行：公正な税制を求める市民連絡会

[事務局] 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股 正連絡先 TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425

公正な税制を求める市民連絡会

Q 検索

HP <http://tax-justice.com/>  
facebook <https://www.facebook.com/tax.justice.jp>

Vol.2 2015.10

## 人の命を財源で語るな！

公正な税制を求める市民連絡会 共同代表・作家 雨宮処凜

07年、反貧困ネットワークが結成されてから幾度となく開催されてきたデモで、必ずといっていいほど掲げられてきた言葉だ。

しかし、「財源がない」を理由に、弱者は長いこと切り捨てられてきた。特に第二次安倍政権が始まつてからは露骨だ。生活保護費の生活扶助引き下げに始まり、住宅扶助、冬期加算までもがターゲットとなり、受給者を苦しめている。

一方で、「アベノミクス」の嘘もそろそろバレてきた。15年7月に発表された国民生活基礎調査によると、「生活が苦しい」と感じている世帯は62・4%と過去最高。86年の調査開始からもっとも高い数字だという。世帯ごとの平均所得は約529万円と前年比で8万円以上ダウン。特に苦しいと感じているのは「子どものいる世帯」で67・4%。高齢者世帯も58・8%が「苦しい」と回答。

また、非正規雇用に目を転じてみると平均年収は168万円(国税庁)。非正規女性だけに限ると143万円だ。年収ベースで、貧困ラインと20万円程度しか変わらない。

それでは、富裕層に目を転じてみよう。貧困撲滅を目指すNGOオックスファムによると、世界の富裕層上位1%が所有する富の割合は14年に48%に達し、16年までに50%を超えるという。なんだかスケールが大きすぎる話だが、日本に限っても、安倍政権になってから5億円以上の純金融資産を持つ超富裕層の資産は、29兆円も増えているそうだ。なるほど、アベノミクスは格差の上位には恩恵をもたらしているようである。

15年度の社会保障予算は、3900億円も削減された。その一方で日本政府は、3600億円かけてオスプレイ17機を購入する方針だという。そんなことを耳にすると、「あれ？ 財源ないんじゃないの？」と嫌味のひとつも言いたくなってくる。

何か、分配が上手く進んでいないのだ。制度設計が、不公平にできているのだ。それは格差社会化が急速に進むこの20年ほど、この国の人々がうっすらと抱えてきた実感だと思う。「貧困・格差への対策をしろ」「財源がない」——。長年にわたるそんなやり取りの果てに、私たちは、自らが主体となって税制を考えることにした。

税を考えることは、国のあり方を根本から考え、問い合わせることだ。

公正な税制の果てには、公正な社会があると信じている。



# 子どもの貧困と 税・社会保障

夏休みに給食がないので瘦せてしまう子ども、県営住宅の家賃を滞納して明け渡しの日に命を失った子ども——。

日本で子どもの貧困にかかわる事件やことがらが後を絶ちません。いったい何が起こっているのでしょうか。そして、それは税や社会保障とどういう関連があるのでしょうか。

## 子どもの貧困の現状

2012年の国民生活基礎調査をもとに算出した国民の貧困率は16.1%であり、子どものいる家庭の貧困率は16.3%とその前よりも上昇しています。子どもの6人に1人が貧困である、という深刻な事態となっています。特にひとり親世帯の貧困率は54.6%と上昇を続けています。

貧困が生活に及ぼす影響は多方面にわたります。たとえば、家賃や光熱費を滞納した経験は4~6%の家庭であり、ひとり親では10~13%に滞納経験があります。食料が買えなかった経験も16%の世帯が経験しています。親の年収が低くなるほど子どもの学力は低くなります。もっとつらいのは、所得階層の高い子どもでまったく勉強しない子どものほうが所得の低い子どもで3時間以上勉強する子どもよりも学力が高いという結果も出ています。親の収入が高ければ大学進学率は高くなり、親の収入が低ければ大学進学をあきらめざるをえません。その結果、貧困な子どもたちは将来の夢がないと答える割合が多く、さらに友だちも少なく孤立し、自己肯定感も低いのです。子どもたちが大人になったときに安定した仕事に就くことはかなり困難です。

わたしは、しんぐるまざあず・ふおーらむという団体で、ひとり親家庭の親子の交流や支援をしています。先日も親子のお泊り会を実施しました。工作をし、野外でカレーライスをつくり、スイカ割に歓声をあげ、キャンプファイヤーを楽しみました。不登校経験をしている子どもや発達障がいをもっている子どももいましたが、みん



NPO法人  
しんぐるまざあず・ふおーらむ理事長

## 赤石 千衣子

約30年前非婚のシングルマザーになる。当事者としてシングルマザーと子どもたちが生き生きくさせる社会をめざして活動中。社会保障審議会児童部会ひとり親家庭の支援の在り方専門委員会参加人。NHK日曜討論、週刊ニュース深読みなどに出演。著書に『ひとり親家庭』他

なで楽しく過ごしました。夏休み、出かける行事はこの1回だけ、という家族もいました。

また日々の相談でも、食べ盛りなのにおなかいっぱい食べさせてあげられない、お子さんが部活のために必要な費用1万円が出せないので、子どもが不満に思っているがどうしようもないのです、という相談がありました。あるいは学習支援に来ているお子さんが、「お母さんは夏休みがキレイ。給食がなくて昼ごはんを用意しなければならないから。このごろはご飯とぶりかけだけ」というのを聞きました。私たちは、まだ食べられるのに廃棄される食品の寄付を受けて食料支援を行っている団体と協力して、80世帯に夏休みに食料支援パッケージを送り、とても喜ばれました。

## 子どもの貧困の原因

では、なぜ子どもの貧困が深刻なのでしょう。

第一は、世帯の就労収入が低いことです。

シングルマザーの平均年間就労収入は181万円です。パート・アルバイトの就労では125万円です。シングルファーザーでも360万円と低い。まず、この就労収入の低さが子どもの貧困と結びついているのです。私は子育て責任を負う(主に)女性の就労収入の低さが子どもの貧困を招いている、「“女性”の貧困が子どもの貧困を招く」と言っています。この結果ダブルワークをして長時間働く人もいます。

この20年間、労働の非正規化が進んできました。その結果、世帯収入は下がり続けています。現在は女性

の約7割が非正規労働者です。

第二には、社会保険料の負担が低所得者に重いことです。

非正規雇用の人は、会社の社会保険に入れず、国民健康保険・国民年金への加入が多いのです。国民健康保険料の負担率は、所得階層が低い層ほど重くなり、50万円未満の所得の人では31.5%、50万円～100万円未満の人では18.8%にもなっています。国民年金の負担も低所得者層には重くのしかかります(7月17日 政府税制調査会 小塩隆士氏資料より)。その結果、セーフティネットから排除されてしまう人も多いのです。

第三に、貧困を軽減するような社会保障給付が少ないことです。

所得制限をつけないで子どもひとりに1万3000円を給付する子ども手当は、画期的な制度でした。それまで扶養控除などで対応してきたわけですが、所得控除は税率が高い高額所得層のほうに利益が大きかったのですが、これを手当として給付するほうが、所得再分配機能も高いのです。現在の児童手当も所得制限が比較的高いので、それなりの意味はあります。

貧困率の高いひとり親に対し、児童扶養手当が支給されています。児童扶養手当は年収約130万円までのひとり親家庭には満額4万2000円支給(年収365万円まで減額されて支給)される制度です。これによる貧困率削減効果は13.7ポイントと言われています。

こうした税や社会保障を経過しても子どもの貧困率はさほど軽減されないのが日本の特徴です(2000年代半ばには税や社会保障を経過したあと貧困率が逆に上昇していました)。

## 子どもの貧困への解決策

では解決策は何なのでしょうか。

女性の賃金を上げることは可能でしょうか。日本社会が、男性稼ぎ主システムから脱却し、女性も男性も子育てや家事の家族責任を負いつつ、過労死寸前ではない時間働き税金を払えるような社会へと変化しなければならないと思っています。もちろん、同一価値労働同一賃金になっていくことが望ましいのです。パートで配偶者控除の103万円の壁の範囲内で働く女性はまだ多いのですが、こうした女性たちと一緒に働くシングルマザーはどうしても賃金が押さえられてしまいます。8月

28日に「女性の活躍推進法」が成立しましたが、この男性稼ぎ主型社会を変えなければ、低賃金はなくならないでしょう。日本のジェンダー・ギャップ指数は世界の中で104位。これは女性の経済活動と政治参画が低位であることから来ています。

しかし、男性稼ぎ主型社会を変えるまで子どもの貧困を放置しておくわけにはいきません。

そこで必要な社会保障の充実としては、ひとり親家庭対象の児童扶養手当の拡充がもっとも効果があります。

今年は政府が来年度予算に向けて政策パッケージを打ち出すということで、平成28年度予算の概算要求には、「数字の入らない児童扶養手当の拡充」がありました。1ミリは前進ですが、これに数字を入れていかねばなりません。児童扶養手当を受給しているひとり親の多くは、生活保護基準以下で暮らしています。是非はともかく、児童扶養手当が生活保護受給の防波堤となっていることは事実です。子ども二人目、三人目の複数子加算を上げ、5000円を1万円に、とほんとうにささやかな要望をしています。この5000円が、親子の1週間分の食費になる家庭もあることを想像していただきたいのです。

## 公正な税制を求めて

よく社会保障の充実というと、財源がないと言われます。果たしてそうなのか。公正な税制を求める市民連絡会を結成したのも、税の公正性がほんとうにこの日本社会で担保されているのだろうか、という疑問からです。知れば知るほど、巨額のマネーが動くグローバル経済の上で、日本から脱出できない民に、税や社会保険料の負担が重くのしかかっていると思えます。私たちがこの問題の認識を広め変えていくためにも、事実の積み重ねが必要です。

最後に、不公平な税制のひとつに、婚姻歴のない母親に、所得税・住民税の寡婦控除が適用されない問題があります。しんぐるまざあず・ふおーらむは是正に取り組み、保育料など自治体の施策の所得要件における「寡婦控除のみなし適用」を、多くの自治体で実現してきました。小さい問題ではありますが、差別と排除をなくすことにご協力ください。

# 書籍紹介

公正な税制や社会保障制度とは何かを考えるためのヒントとなる書籍を紹介します。

## 神野直彦 「税金 常識のウソ」

本書は税の原理から税制改革のあり方まで、深く考えさせる書である。神野氏の基本的な考え方は、本書の随所から読み取れるように、所得税中心主義である。氏は消費税を所得税と並ぶ基幹税とする税制が望ましいとしているが、それは消費税が逆進的であっても、それを所得税の累進性で打ち消すことができるとの考えがあるからである。ところが氏も指摘するように、日本では消費税の導入とともに、所得税の解体戦略がとられ、累進性を大きく失ってしまっている。実際、日本では税による所得再分配機能は著しく低く、OECD諸国の中でも最低レベルにある。消費税が所得税と並ぶ基幹税となるためには、解体された所得税が再建されなければならないことを本書は示唆している。

(書評:合田)



[文春新書] 800円+税

## 三木義一 「日本の税金 新版」

私たちはなぜ税金を「取られる」と感じるのだろうか。多くの給与所得者は、勤務先の源泉徴収と年末調整により、自分の所得税がどのように計算されているのかさえよくわかつていない。これが税制への無関心を生み、不公平感を募らせる一番の要因となっている。まずは税金について知ることが、公正な税制を考えるために第一歩である。本書は、所得税、法人税、消費税、相続税、地方税など、複雑な日本の税制をわかりやすく解説している。また、税制改正の議論が一部の議員に委ねられ、不公正な特別措置が温存されてきたことや、財務省主導による法案作成過程のあり方を批判し、改革案を示している。日本の税制の何が問題で、いかに改革すべきなのか。市民の目線で税制を見直し、改善への糸口を見出すための必読書である。

(書評:内田)



[岩波新書] 800円+税

## 赤石千衣子 「ひとり親家庭」

いま私たちの社会には様々な課題がある。労働・雇用では、男女間の賃金格差は依然として大きく、派遣法の改悪により非正規労働者は約4割にまで増加し、ワーキングプアが増えている。子育て・教育では、保育園の待機児童問題や、大学の教育費が高く給付型の奨学金も少ないなど、誰もが安心して子育てできる環境とは言い難い。子どもの貧困率は16.3%にまで悪化し、親から子への貧困の連鎖も起きている。本書は、これらの問題がひとり親家庭の親子の生活を直撃している実態をつぶさに報告している。ひとり親家庭の現状・課題を知ることは、社会全体の課題を考えることにもつながると言える。ひとり親家庭の支援者のみならず、労働・雇用、子育て・教育、社会保障・福祉、財政・税制などに関わる人もぜひ一読したい一冊。

(書評:内田)



[岩波新書] 820円+税



紹介した書籍の感想文を編集部までお寄せください。いただいた感想文は当会報に掲載する予定です。

投稿方法については8ページをご覧ください▶



# 税金にはどんな種類があるの？

私たちが納める税金にはどんな種類があるのでしょうか。

また、それぞれの税収の割合はどうなっているのでしょうか。



**A** 国税庁は毎年11月11日から17日を「税を考える週間」としていますが、市民連絡会の会員のみなさんには、1年のうち1週間だけでなく、日々の生活や仕事のなかで「税を考える“習慣”」を持っていただけたら嬉しいです。

さて、税金には大きく分けて3つのグループがあります。第1に、「所得に課税するもの」には、所得税、法人税、住民税、事業税などがあります。第2に、「消費に課税するもの」には、消費税、酒税、たばこ税などがあります。第3に、「資産に課税するもの」には、相続税、贈与税、固定資産税などがあります。

私たちは、給与や事業などから所得を得て、商品やサービスを購入し、残りは貯蓄や投資とします。私たちの経済活動をシンプルに表せば、「所得－消費＝資産」です。税金は、人々から嫌われても、関心を持ってもらえないでも、私たちの経済活動にいつもぴったりと寄り添って(?)います。

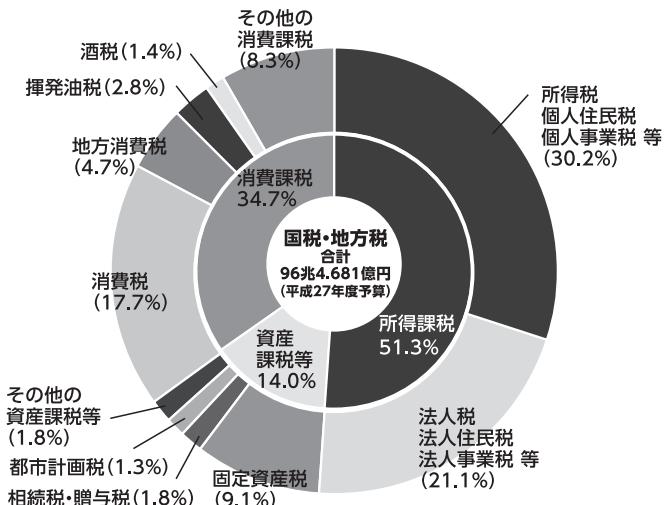
みなさんは「何をしても税金がついてまわるのだなあ……」と思うかもしれませんね。しかし、たとえばもし所得にだけ課税し、消費や資産には一切課税しなければどうでしょうか。収入はないが親の遺産を食いつぶして生活する人は、ほとんど税金を払わなくてよいことになってしまいます。

様々なタイプの税金があるのは、所得・消費・資産それぞれの段階で、税を負担する能力(担税力)に応じて税金を負担してもらうことにより、公平な課税をするためなのです。ただし、あくまでも能力に応じた負担(応能負担)が原則であり、担税力のない人にまで過度な税負担を求めるることは、公平とはいえません。

次に、それぞれの税金をどのくらいの割合で集めているのかを見てみましょう。下図は、平成27年度予算における国税・地方税の内訳です。96.4兆円の税収のうち、個人が納める所得税・住民税などが30.2%、法人が納める法人税などが21.1%で、個人・法人を合わせた「所得課税」は51.3%となっています。次に、国税である消費税17.7%と地方消費税4.7%を合わせた一般消費税は22.4%で、その他の個別消費税を含めた「消費課税」は34.7%となっています。また、固定資産税、相続税・贈与税などの「資産課税」は14%となっています。

所得課税・消費課税・資産課税のバランスはいかにあるべきか、「公正な税制」の視点で共に考えていきましょう。

税理士 内田麻由子



出典：財務省

## 税と社会保障のニュースクリップ

### ◆若い世代の負担軽減 政府税調、所得税改革

政府税制調査会は7月17日、総会を開いた。中里実会長は「若い世代が安心して結婚や子育てができるよう、税の負担構造を見直す必要がある」と述べた。総会では、高齢者の年金収入への課税を軽減する「公的年金等控除」の見直しや、低所得者対策として所得税の税額控除を行い、控除する税金がない場合は現金の給付を行う「給付付き税額控除」の導入

を検討すべきだとの意見もあった。

出席した一橋大経済研究所の小塩隆士教授は「若年層から高齢層へという年齢階層間の（負担の）移転ではなく、困っている人を困っていない人が助ける仕組みにすべきだ」と提案した。政府税調は今秋に改革の論点整理、来夏には中期答申を取りまとめる予定だ。

(2015.7.17 産経ニュースより)



＼会員のみなさまといっしょに作るページ／＼

## 「公正な税制を求める市民連絡会」は、「個人会員」

### 個人会員

会員のみなさまから寄せられた投稿をご紹介します。

#### 社会のあり方決める税制の設計

梁田貴之・55歳・会社員

外交・安保でも、憲法違反の専守防衛逸脱を「積極的平和主義」などと粉飾していますが、「消費税がもうすぐ税収のトップになる」というニュースは、税制・財政においても「高齢化社会の福祉を支える」はずの消費税が、実際はおカネ持ちのための法人税・所得税の負担軽減の穴埋めをしていることを示しています。社会人になって30年余、ずっと税金は天引きの月給取りでしたが、格差是正のために、経済活性化のためにも税制の設計が重要と知るようになりました。公正な税制を求める市民連絡会では、学習会に出る程度ですが、ぜひしっかり学ばせていただきたいと思います。

#### 危うい障害基礎年金

川田陽一・特定社会保険労務士

今、障がい者への風当たりを強めそうな社会保障制度があります。障害基礎年金。この年金は、認定基準の曖昧さの故に審査する側の判断が一定せず、個々の案件に対しては判断のブレが生じ、受給の可否は結果を待たなければ分からぬ。加えて県単位の認定(変更の方向)のため、地域差が囁かれていました。昨年、各県の不支給率(4%~24.4%)が判明し、大きな差があることが明るみに出ました。国も是正のため検討会を立ち上げましたが、あろうことか地域差解消の名の下に、新たに障がい者の生活権を脅かすような厳しいガイドライン(パブリックコメントが求められました)を作成し、年金削減の方向に誘導しようとしています。「骨太の方針2015」の社会保障費削減と相まって、障害基礎年金の受給難の始まることが懸念されます。

#### 消費税は物価だった!?

丸井英里・会社役員

税の知識に疎い私ですが、第2回学習会の湖東京至先生のお話が実に面白かったです。個人事業主として「消費税はお客さまからの預り金」と思い込んでいました。違うんですね!「消費税は間接税ではない。物価として負担している」とは、目からウロコ。ふだん医療や家賃に消費税を払いませんが、機器購入や修繕にかかった消費税には輸出企業のような還付は無いでしょし、逆にビル建設で多額の還付を受けた家主も知っています。商店で消費税を払っても、課税業者が否か不明。そんな日頃からの謎も、そもそも預り金ではないと知って驚愕です。身近な生活から国際経済まで、国の根幹である税とは矛盾だらけなのです。

(編集部注を参照)

#### 多様な議論がほしい

白井康彦・57歳・会社員

当会や民間税調が今年スタートしたことは大歓迎です。ただ、税制をめぐる「硬い議論」に終始していることが気になります。税制や財政に関心がある人の多くは「富裕層課税を強めていかねば国家財政がもたない」と考えているでしょう。しかし、反発する富裕層が当然多い。今後は、心理的要素も加味した議論もしてほしい。富裕層が受け入れやすい理由づけを考えてみる。「消費税だけの増税を進めていけば景気が持たない」「国家財政がパンク寸前になったら富裕層も大きな痛手を受ける」といった説明はどうか。「海外に資金逃避させる富裕層が増えるのではないか」という懸念には「日本の先行きを心配する富裕層も多いですよ」といった具合に話す。愛国心に訴える作戦です。税制に関心があるFPなども論者に交えたらどうでしょう。

(編集部注)湖東氏の講義を直接聞いていないために、誤解のないよう補足します。消費税のしくみ上は、消費税は預り金です。事業者が消費税の申告をする際には、預かった消費税から支払った消費税を差し引いた金額を納付します。預かった消費税より支払った消費税の方が多ければ、還付になります。建物の建築などによる還付や、輸出免税による還付は、消費税法に基づく適切な申告が行われているならば、租税回避ではありません。

編集部  
より

会員のひろばへ投稿をお寄せください。「税制や社会保障制度について思うこと」「こんな税制・制度があつたらいいな」「税金のここが知りたい」「連絡会の活動に期待すること」など、税や社会保障に関する内容で自由にお書きください。

いただいた投稿は当会報に掲載する予定です。

投稿方法については8ページをご覧ください▶

と「団体会員」によって成り立っています。

## 会員専用メーリングリスト (ML)を開設しました!

会員専用MLへご登録いただくと、最新ニュースが届くほか全国の会員と情報交換することができます。  
※MLの招待メールがまだ届いていない会員の方は、お名前・  
メールアドレスを明記の上、uchida@n-sk.org(内田)までお問合せください。

## 団体会員

公正な税制を求める市民連絡会は、さまざまな団体と連携し、市民一人ひとりの基本的人権が守られる社会の実現に向けて、共に取り組んでいきます。  
ここでは団体会員の活動をご紹介します。

### 主婦連合会(しゅふれん)

主婦連合会は各地の消費者団体と個人会員からなる連合会です。1948(昭和23)年「不良マッチ退治主婦大会」を契機に、婦人の経済的自覚を高め、暮らしの課題を解決するために団結しようと、奥むめお(初代会長)が呼びかけ、結成されました。「台所の声を政治へ」というスローガンのもと、「平和」「物価」「税金」「食品」「環境」など幅広い課題を身近な消費者問題として提起し、それぞれの分野で権利実現・利益擁護をめざして各種制度の整備に貢献してきました。「消費税増税に反対すると共に税の使い道の監視に努め、公正な税制実現のために行動すること」は今年度の運動方針の1つです。いのちとくらしを守るために共同運動を広げてまいります。

所在地 〒102-0085 東京都千代田区六番町15プラザエフ  
TEL 03-3265-8121 FAX 03-3221-7864 ホームページ <http://shufuren.net/>



### 反貧困ネットワークあいち

当ネットワークは、2010年5月、「貧困の脅威に直面する人々が、社会および行政から人間らしい生活(衣食住、健康、労働、教育など)を実際に保障され、誰もが自分自身に尊厳を持ち、違いを認め合いつつお互いに助け合い、生き生きと暮らすことができる社会を築くこと」を目的として、結成された市民団体です。現在、愛知県を中心に幅広いネットワークを形成して、提言、要請活動、ワンストップの相談会、シンポジウム、集会などの開催をしています。なかでも、税制と社会保障の問題は、当ネットワークにおいても重要な取り組みと位置づけて、連続勉強会を企画し、今後も市民連絡会と連携して、公正な社会の実現に向けて活動してまいります。

事務局 〒453-0014 名古屋市中村区則武1-10-6 名古屋法律事務所内(事務局長 弁護士 樽井直樹)  
TEL 052-451-7746 FAX 052-451-7749 ホームページ <http://hanhinkon-aichi.net/>



### 生活保護問題対策全国会議

生活保護問題対策全国会議は、すべての人の健康で文化的な生活を保障するため、貧困の実態を明らかにし、福祉事務所の窓口規制をはじめとする生活保護制度の違法な運用を是正するとともに、生活保護費の削減を至上命題とした制度の改悪を許さず、生活保護法をはじめとする社会保障制度の整備・充実を図ることを目的として、2007年6月に設立されました。

弁護士・司法書士、研究者、自治体職員、支援者、生活保護利用当事者で構成され、意見書・声明の発表、書籍・パンフレット等の出版、記者会見・シンポジウムの開催、議員要請など多彩な活動を繰り広げています。

事務局 〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16 西天満パークビル3号館7階 あかり法律事務所(事務局長 弁護士 小久保哲郎)  
TEL 06-6363-3310 FAX 06-6363-3320 ホームページ <http://seikatuhogotaisaku.blog.fc2.com/>

事務局  
よ り

### 社会保障の充実のため活動されている団体の皆様へ

社会保障の充実は市民の権利ですが、その実現のためには財源を提言していくことが有効です。公正な税制を求める市民連絡会では多くの税や金融の専門家らと連携して、シンポジウム、集会の案内、税制度の講師派遣をしています。共催、後援などにより、ともに活動の発展、充実にお役に立てると考えています。ぜひ入会をご検討ください。

入会についてのお問い合わせは8ページをご覧ください。▶

## 活動報告

7/10

政府の「骨太の方針2015」に対する声明を公表しました。声明は、社会保障費の削減に警鐘を鳴らし、「担税力に応じた公正な税制と充実した社会保障による所得再分配によって、貧困と格差の拡大を是正し、すべての人が人間らしく生きることができるように社会の構築こそが、今、求められており、当連絡会はその実現に向けて全力で取り組む。」と結んでいます。

7/22

主婦会館にて、第2回学習会「公平を謳う消費税の不公平な実像」(講師:税理士 湖東京至氏)を開催しました。

9/10

主婦会館にて、第3回学習会「マイナンバー制度」(講師:白鷗大学法学研究科長 石村耕治氏)を開催しました。

9/19

仙台弁護士会館にて、仙台集会「財政と社会保障のあり方を考える～人々の生存と尊厳を守るために」を開催しました。参加者約70名。東北学院大学経済学部准教授の佐藤滋氏による基調講演のほか、活動報告などがありました。

## 開催 予告

# 第4回学習会 反貧困の財政学— 「救済」から「連帯」へ

講 師

高端正幸氏(埼玉大学大学院 人文社会科学研究科 准教授)  
東京大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。博士(経済学)。聖学院大学、新潟県立大学等を経て現職。主著に『地域切り捨て一生きていく現実』、『復興と日本財政の針路』(共に岩波書店)

日 時

2015年11月12日(木)  
18:30~20:30(受付開始18:00)

会 場

主婦会館プラザエフ(JR四ツ谷駅・麹町口1分)  
※地図 <http://plaza-f.or.jp/index2/access/>

参 加 費

500円

事前申込み不要

## ホームページができました!

公正な税制を求める市民連絡会のホームページができました!  
URLは、 <http://tax-justice.com/> です。  
ぜひご覧ください。

## 個人会員・団体会員を募集中です!

税制や社会保障に関連する団体や、それら  
に関心のある個人の方など、幅広い皆様  
のご加入をお待ちしています。

入会された方には年4回、会報を送付します。  
また会員専用ML(メーリングリスト)にも  
ご参加いただけます。 アページ右上参照 ▶

会 費

団体1口／1万円 個人1口／2千円 学生1口／500円

入会に関する  
問い合わせ先

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階  
埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股 正  
TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425  
[inomata.tadashi@saitamasogo.jp](mailto:inomata.tadashi@saitamasogo.jp)(事務局長・猪股正)または  
[mizutani@mizutani-web.com](mailto:mizutani@mizutani-web.com)(事務局次長・水谷英二)

## 広報ツールをご利用ください

広報ツール(会報+入会案内)を使って、周りの人たちに当連絡会の活動を紹介ください。税制に関心を持つ人を増やしていきましょう。広報ツールは無料です。ご希望の方は、お名前・ご住所・電話番号・必要部数を明記の上、[uchida@n-sk.org](mailto:uchida@n-sk.org)(内田)までEメールでお申込みください。

## 所属団体や勉強会などで会報(最新号)の配布をお願いします

会報の配布をご希望の方は、お名前・ご住所・電話番号・必要部数(10部単位)を明記の上、[uchida@n-sk.org](mailto:uchida@n-sk.org)(内田)までEメールでお申込みください。恐縮ですが、1部150円と送料をご負担いただきます。

投稿  
募集  
です!

4ページで紹介した書籍の感想文や、  
6ページ「会員のひろば」への投稿を  
募集しています。

本文はどちらも300字程度。感想文には書籍名を、「会員のひろば」への投稿にはタイトルをお書きください。

投稿方法 : ①氏名 ②職業 ③年齢(任意) ④Eメールアドレス  
⑤電話番号 を明記の上、[uchida@n-sk.org](mailto:uchida@n-sk.org)(内田)  
までEメールでお送りください。

編 集 後 記

■神野直彦氏によると、スウェーデン語で社会サービスを表す「オムソーリ」の元来の意味は、「悲しみの分かち合い」である。社会サービスを考える際に、子どもと障害者は優先順位が高いと考える。国連の「子どもの権利条約」「障害者権利条約」に日本も批准しているが、権利条約を作らねばならないのは、それだけ弱い立場ということだ。「児童虐待防止法」「障害者虐待防止法」を作らなくてはならない社会も悲しいし、若者の死因の1位が自殺であるという現実にも胸が痛む。悲しみを分かち合える社会にしていきたい。(内田)

■わが「タックス・ジャスティス」号は港を出たばかりであるが、私たちの声はどこまで届いているだろうか。7月にアジスアベバで開かれた国連の国際会議では、累進的な税制の実現や、タックスヘイブンとたたかうために、国内の規制を強め、国際協力を強めることなどの内容を含む決議が採択された。私たちの声は世界に届いている。(合田)